

## 『フードシステム研究』 投稿規程

『フードシステム研究』への投稿原稿は、以下に示す規程によって執筆することとする。

1. 投稿原稿のジャンルは、投稿論文、研究ノート、総説、研究動向、政策動向、産業動向とする。なお、報告論文の投稿については、別途規程を定める。
2. 原稿の様式は、A4用紙(縦置き横書き)にタイトル、英文タイトルおよび英文サマリーをおき、以下本文1行22文字、1ページ42行で二段組みを原則とすること。様式については、学会ホームページ上の論文原稿様式を参照すること。原稿は、横書き、新仮名使用によって書くこと。図、表は、最小限に圧縮し、それぞれに一連番号をつけ(図1、表1、表2等)本文末尾におき、可能な限り完全な版下の状態で提出すること。
3. 原稿分量は、初回投稿の時点で前項の様式で図表を含め12ページ(英文論文の場合は14ページ)以内とする。
4. 原稿には、キーワードを含めた300単語(単語には、ピリオド、コンマを含む)以内の英文サマリー及びその800字以内の和文サマリーをつけること。英文サマリーおよび英文原稿はネイティブ・スピーカーによるチェックを受けて、チェック者によるサイン付き証明書(任意様式)を添付しなければならない。ただし、英文サマリーおよび英文原稿は必要に応じて編集委員会で修正することができる。
5. 構成は、節(1. 2.・・・)、小節(1) 2)・・・)の順の区分を原則とし、註は文末に(註1)(註2)と付記し、末尾にまとめること。
6. 句読点はテンとマル、数値の単位は%、kgなどの略号、数字は1億2,345万などと表す。また、ブラインド審査のため、拙稿等の投稿者名がわかるような表記は避けること。
7. 引用文献は、編集委員会が示す書式見本の通りとする。
8. 原稿は、本学会指定の「投稿論文等審査申込書」と同ファイル、「投稿料の振込が確認できる書類のコピー」を添えて本学会ホームページに示す方法により提出すること。原稿提出後の差し替えには応じない。なお、著しく体裁の外れた原稿、投稿時に学会費等の支払がされていない場合には、投稿を受け付けない。

9. 審査は、原則として独立した2名の審査員によるダブル・ブラインドで行い、最終的な採否は編集委員会で決定する。
10. 原稿の取扱や審査結果に不満のある場合は、編集委員会対しその旨を文書で提出すること。なお、審査の過程で、原稿の提出が一定期間以上遅れた場合は取り下げたとみなす。
11. 依頼論文、大会シンポジウム、セッション報告を除く投稿原稿については、投稿に際して、審査料を1論文につき5,000円を学会に納入する。なお、納入先は日本フードシステム学会とし、郵便振替(振替番号:00180-5-593122)または銀行振込(三菱UFJ銀行目黒駅前支店、普通1324319)とする。
12. 投稿期日は特に定めず、常時受け付けるものとする。
13. 会誌採録原稿は、著作権の行使(電子化での公開を含む)を学会に委任するものとする。なお、本規程は創刊号に遡って適用する。
14. 投稿論文等は会員により投稿された未公開のものを原則とする。共同執筆者には会員以外の者を含めることもできるが、筆頭執筆者と代表執筆者は会員でなければならない。ただし、編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。
15. 倫理審査については、代表執筆者等のいずれかが所属する機関の規則に従うものとする。なお、倫理審査委員会等の審査を受けた場合は、その旨を明記すること。

(付記)

1. 本規程の改正に当たっては理事会の承認を得なければならない。
2. 本規程は、1994年5月21日より実施する。
  - 1997年6月14日改正。
  - 1999年6月19日改正。
  - 2000年6月17日改正。
  - 2001年6月16日改正。
  - 2002年6月15日改正。
  - 2004年6月19日改正。
  - 2005年6月18日改正。
  - 2006年6月17日改正。
  - 2009年6月20日改正。
  - 2015年5月30日改正。

2016年12月3日改正。

2020年6月19日改正。